

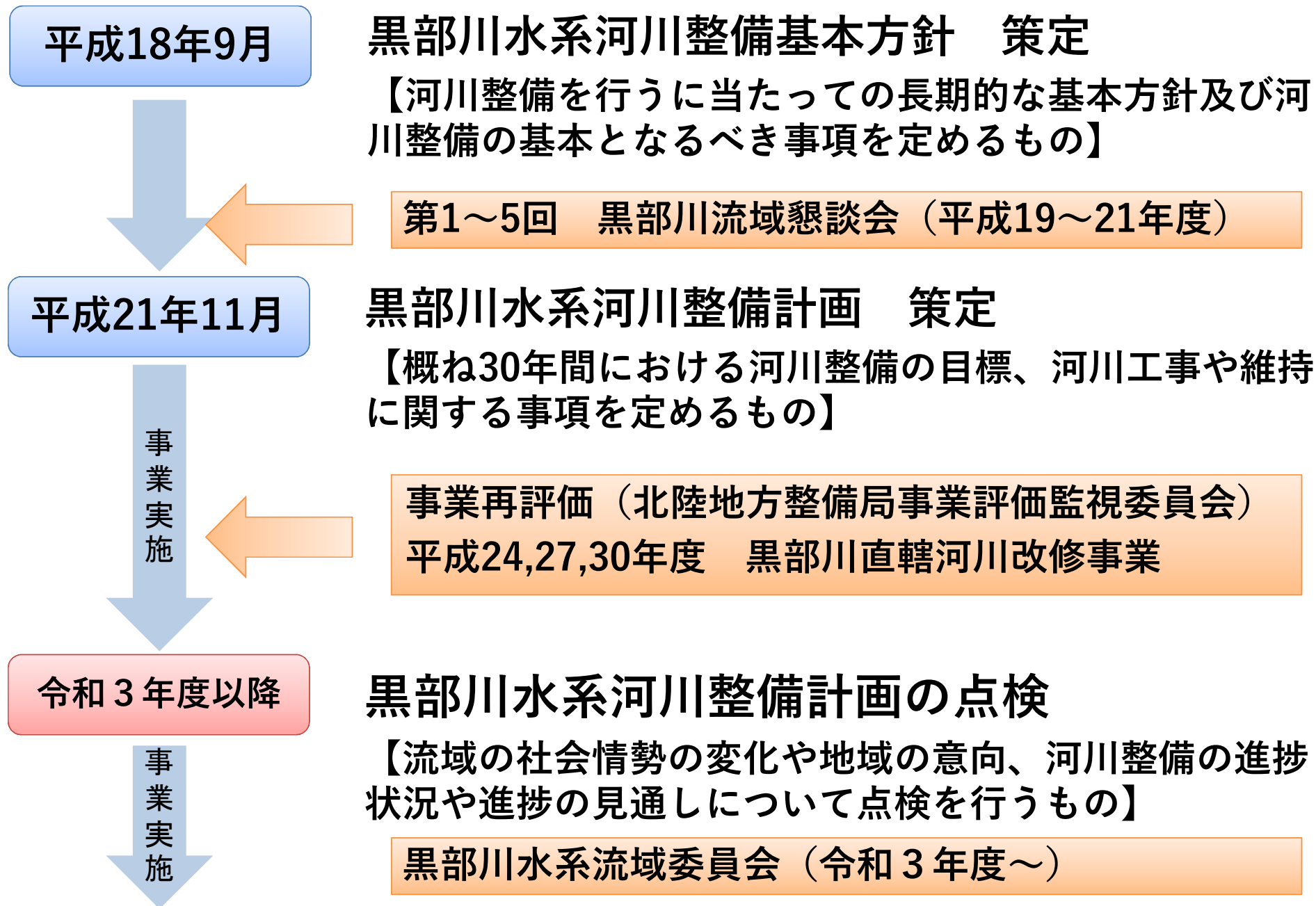
黒部川水系流域委員会の進め方

2021年5月11日
北陸地方整備局
黒部河川事務所

【目次】

- 1. 流域委員会の目的**
- 2. 黒部川水系河川整備基本方針と河川整備計画**
- 3. 河川整備計画の点検**
- 4. 事業再評価**
- 5. 黒部川水系流域委員会の今後の予定(案)**

1. **整備計画の内容の点検結果について、意見を述べる。**
 - ①流域の社会経済情勢の変化
 - ②地域の意向
 - ③事業の進捗状況及び進捗見通し
 - ④河川整備に関する新たな視点
2. **整備計画の変更が必要となった場合に、整備計画の変更案に対して意見を述べる。**
3. **整備計画に基づく事業について、事業再評価（継続や見直し等）や計画段階評価、事後評価について審議を行う。**

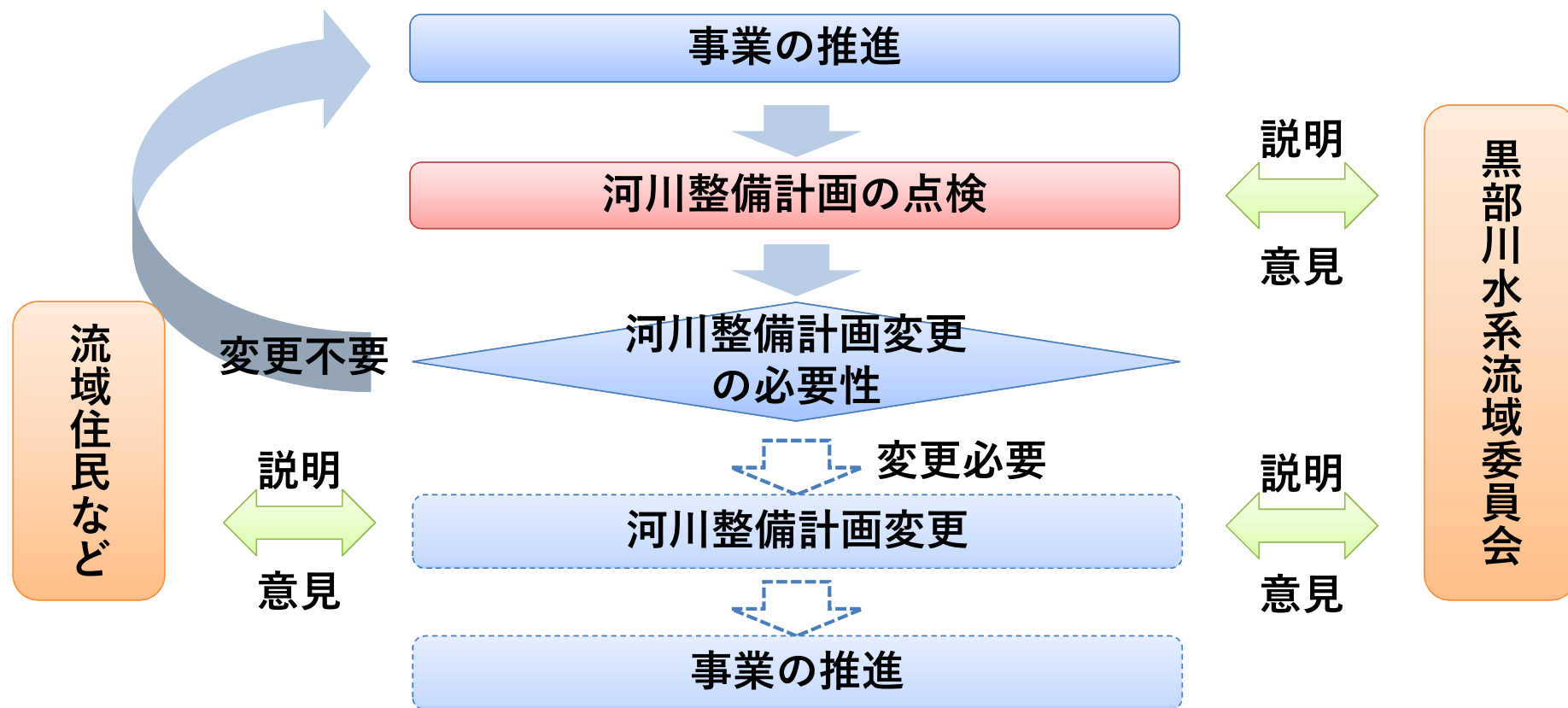


黒部川水系河川整備計画 【平成21年11月 P.3】

1. 4 計画の対象期間

河川整備計画の計画対象期間は、当該区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、概ね30年間とします。

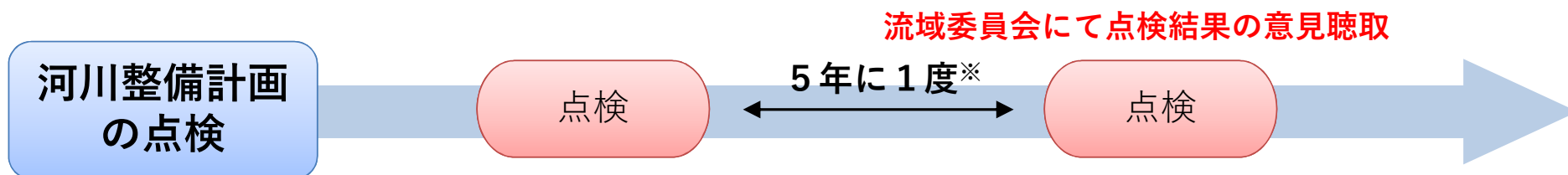
なお、**本計画は現時点**の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後の**これらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜見直し**を行います。



点検の内容

策定後の、流域の社会経済情勢の変化、地域の意向、事業の進捗状況、事業の進捗の見通し、河川整備に関する新たな視点などを適切に反映できるよう点検を実施。

点検の視点	点検内容
1) 流域の社会経済情勢の変化	・ 土地利用や人口、資産等の変化 ・ 近年の災害発生状況 等 ・ 水防災意識社会再構築ビジョン等
2) 地域の意向	・ 地域の要望事項 ・ 地域との連携 等
3) 事業の進捗状況	・ 事業完了箇所 ・ 事業中箇所の進捗率 等
4) 事業の進捗の見通し	・ 当面の段階的な整備の予定 等
5) 河川整備に関する新たな視点	・ 流域治水、総合土砂管理 等



※点検項目に関し変化が生じた場合などは、必要に応じて随時実施するものとする。

また、点検間隔（5年）の中間年度において、事業の進捗状況等について確認・助言を得る機会（現地視察など）を設けるものとする。

事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

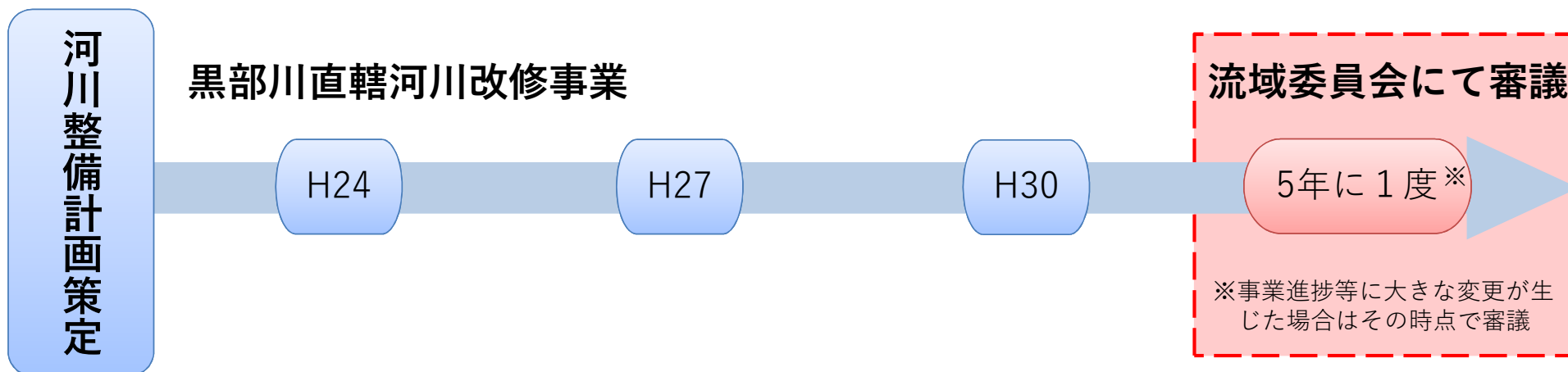
2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋



5. 黒部川水系流域委員会の今後の予定(案)

実施回	実施時期	議事内容(案)
第1回	2021(令和3)年5月	<p>【意見聴取事項】</p> <ul style="list-style-type: none">●河川整備計画の点検(事業の進捗状況) <p>【報告事項】※議論の参考となる近年の取組の説明</p> <ul style="list-style-type: none">●近年の取組の説明(流域治水プロジェクト、より自然に近い排砂方法の工夫、河川・海岸における総合土砂管理・環境保全の取組)
	現地視察会(案)	(7~8月頃を予定)
第2回	2021(令和3)年 秋頃	<p>【意見聴取事項】</p> <ul style="list-style-type: none">●河川整備計画の点検 (流域の社会経済情勢の変化、地域の意向、事業の進捗の見通し、河川整備に関する新たな視点)

※点検の結果、計画の見直しが必要になった場合は流域委員会を引き続き実施